

平成22年4月16日

各 位

東京美装興業株式会社 代表取締役社長 八木秀記 (コード9615 東証市場第二部) 問い合わせ先 常務取締役管理本部長 高橋幸夫 TEL03-5322-2721(代表) (http://www.tokyo-biso.co.jp)

MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成22年4月16日開催の取締役会において、以下のとおり、MBO(*)の一環として行われるティービーホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を完全子会社化することを企図していること、並びに、当社普通株式が上場廃止となる可能性があることを前提として行われたものであります。

(*) 本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) の一環として行われるものであり、マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家と共同して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

記

1. 公開買付者の概要

(1)	名称	ティービーホールディングス株式会社
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 11 番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 八木 秀記
(4)	事 業 内 容	(1)株式保有による事業活動の支配管理 (2)前号に付随関連する一切の事業

(5)	資 本 金	1,000,000円						
(6)	設 立 年 月 日	平成 22 年 3 月 26 日						
(7)	大株主及び持株比率	八木 秀記 100.00%						
(8)		資本関係該当事項はありません。						
	公開買付者と当社の 関 係 等	人 的 関 係 公開買付者の代表取締役である八木秀記氏が、当社の代 表取締役を兼務しております。						
		取 引 関 係 該当事項はありません。						
		関連当事者への該当状況 一次権の100%を保有している会社であり、当社の関連当事者に該当します。						

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成22年4月16日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式の取得を目的とした本公開買付けの実施について、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、下記のとおり出席取締役の全員一致により、①本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役社長である八木秀記氏が本日現在において発行済株式の全てを保有する株式会社であり、公開買付けを通じて当社の普通株式を取得及び保有することを主たる目的として、平成22年3月26日に設立されました。

今般、公開買付者は、当社の発行済普通株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得し、当社普通株式を非上場化させるための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環と

して、公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたします。

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものです。当社は、公開買付者より、本公開買付けについて、以下の説明を受けております。

本公開買付けは、当社が平成22年2月15日に提出した第53期第3四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の発行済株式総数(15,475,610株)から、同四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の自己株式(205,000株)を控除した株式数(15,270,610株)の78.47%(以下、かかる自己株式を控除した当社の発行済株式総数に占める割合を、「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。)に相当する株式数(11,982,848株)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、当社の発行済普通株式の全てを取得し、当社の普通株式を非上場化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

なお、公開買付者は、八木秀記氏(所有株式数:3,109,935 株(注1)、所有割合:20.37%)、及び 当社の筆頭株主であるセコム株式会社(所有株式数:5,585,150 株(注2)、所有割合:36.57%)から、 それぞれが所有する当社普通株式の全部(合計 8,695,085 株、所有割合 56.94%)について、本公開買 付けに応募する旨の同意を得ております。

また、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手続(以下「完全子会社化手続」といいます。)の実行を当社に要請し、かかる完全子会社化手続を経て当社を完全子会社化する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行うことを予定しております。

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の発行済株式数の全ては公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役社長である八木秀記氏により保有されており、八木秀記氏は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して当社の経営にあたる予定です。

本公開買付けの開始後、八木秀記氏は、公開買付者が実施する第三者割当増資(払込金額の総額6億円。以下「本第三者割当増資」といいます。)を引き受ける予定であり、本第三者割当増資が完了した後においても、八木秀記氏が当面の間公開買付者の発行済株式の全てを引き続き保有することとなる予定です。なお、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、当社の取引先に対しても、第三者割当増資により、八木秀記氏が公開買付者に対して直接に有する議決権の比率が 33.4%(希釈化後)以上である範囲で株式を発行することを予定しております。但し、本日現在においてその具体的な割当先及び割当数等は決定しておりません。

また、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、本第三者割当増資による出資金6億円、住友信託銀行株式会社及び株式会社みずほ銀行からの貸付(以下「本件買収ローン」といいます。)、並びに株式会社メザニンが運営するMC o 1 号投資事業有限責任組合及びMC o 2 号投資事業有限責任組合からの貸付(以下「本件劣後ローン」といいます。)をそれぞれ受けることを予定しております。

本件買収ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、住友信託銀行株式会社及び株式会社みずほ銀行から117億円を上限とした貸付を受けることを予定しています。本件買収ローンに関しては、公開買付者の発行済株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社及びその一部の子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社及びその一部の子会社の一定の資産等を本件買収ローンの担保に提供させる予定です。

本件劣後ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、株式会社メザニンが運営するMC o 1号投資事業有限責任組合及びMC o 2号投資事業有限責任組合から 22 億円を上限とする貸付を受けることを予定しています。本件劣後ローンに関しては、公開買付者の発行済株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式に対して、担保権が設定されることが予定されてい

ます。また、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社及びその一部の子会社を公開買付者の 連帯保証人とし、かつ、当社及びその一部の子会社の一定の資産等を本件劣後ローンの担保に提供させ る予定です。

(注1) 八木秀記氏は東京美装興業役員持株会(所有株式数:15,365 株、所有割合:0.10%) の会員として当該持株会を通じて当社普通株式を保有していますが、八木秀記氏の持分に係る株式数は一単元に満たないものであることもあり、八木秀記氏の所有株式数には、当該持株会を通じて保有している当社普通株式は含んでいません。以下同じです。

(注2) セコム株式会社の所有株式数には、同社が委託している日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株数1,160千株を含みます。以下同じです。

②本公開買付けに賛同の意見を表明することを決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに 本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和 32 年に、創業者である故八木祐四郎氏が池袋丸物デパート(現池袋パルコ)受注を機にビル清掃業を目的として設立し、業務を開始しました。その後、当社は、昭和 36 年には、業界で初めてオフィスビルの総合管理業務を受注するなど、業界の草分けとしてビルメンテナンス業界の発展に努めてきました。当社の「ファミリー精神」「低く座し、高く考える」という社是の下に一致団結した全従業員の意識の高さと高品質のサービスに裏打ちされた現場力がその強みの源泉であり、当社は、この現場力をもって、お客様のニーズに応え、企業の成長を実現してきました。当社は、創業以来のビルメンテナンス業務に係る経験と実績を蓄え、対象とする施設はオフィスビルをはじめとし、商業施設や娯楽施設、ホテルや病院等の施設へと広く展開してきました。また、当社は、清掃業務から警備業務や設備管理業務、プロパティマネジメント、ファシリティマネジメントへとサービスの幅を拡大し、不動産を所有するお客様にとっての付加価値向上に資するサービスを追求してきました。

しかし、国内の不動産を取り巻く環境は厳しく、ビルメンテナンス業界全体の売上高の頭打ち、同業他社との価格競争の激化に加え、日本経済全体の先行きが不透明な中で、取引先が直面する環境も厳しく、取引先の管理コスト削減圧力が、当社の提供するサービスの収益率の悪化につながり、当社においては年々の利益率の低下が大きな経営課題となっております。かかる売上高の減少、利益率の低下等の影響を受け、平成22年3月期第2四半期連結累計期間における当社の連結業績予想が当初予想を下回るものとなったことから、当社は、平成21年11月6日付で、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、上記業績予想の下方修正を公表しております。また、平成22年3月期第3四半期連結累計期間における当社の業績は前年同期比減収減益となっており、かかる業績が当初予想を下回るものであったことから、当社は、平成22年2月10日付で、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い平成22年3月期通期連結業績予想の下方修正を公表しております。

公開買付者は、当社を取り巻くこのような環境の下で、当社が経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、当社が、「お客様にとっても、社員にとっても一番の会社」として、取引先に対して一定の品質を維持しつつも、より価格競争力のあるサービスの提供を実現し、かつ、当社のステイクホルダーに対しても長期的に付加価値を還元できる企業に変革することが必要であると考えているとのことであり、当社は、公開買付者より、かかる考えについて以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社にとって必要な経営改革は、人件費削減等による短期的な価格競争力の向上ではなく、業務プロセスの改善や見直しを含んだ抜本的なコスト削減、当社グループの管理機能の集約、拠点政策の見直しによる人的資源の再配分などの施策であると考えております。また、公開買付者は、長期的視点に立ち、新規事業領域への進出や、業務の対象とする地域の補完及び施設の拡大を目的とする同業他社の買収、業務外注先との関係強化による質の高いサービスの提供などの積極的な成長施策を遂行することも必要であると考えております。

しかし、このような経営改革を行うためには、各種施策実施に伴うコストの増加が見込まれ、初期投資、リスクを伴う積極的な施策の実施なども必要となるところ、現在の体制の下でこれらの施策を実施した場合には、コストの増加その他の負担が、一時的なものとはいえ業績への下方圧力となり、短期的

には当社の株主の皆様にマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。

また、当社は、平成6年に東京証券取引所市場第二部に株式を上場して以降、エクイティファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優秀な人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してきましたが、当社には、現時点ではエクイティファイナンスの活用による大規模な資金調達のニーズはなく、むしろ、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用、監査費用等)が今後益々増加することが予想され、上場を維持することが当社の経営上の負担になる可能性があります。

これらの状況を踏まえ、公開買付者は、当社の株主の皆様に経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、当社が「お客様にとっても社員にとっても一番の会社」として、長期的に付加価値を生み続ける会社に変わるための抜本的な経営改革を実行していくためには、マネジメント・バイアウトの手法により、当社の普通株式を非上場化して、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、公開買付者が当社の株式を取得することにより、公開買付者の代表取締役である八木秀記氏のリーダーシップの下で、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行してゆくことが、最も有効な手段であるという結論に至りました。

以上のような考え方に基づき、公開買付者の代表取締役である八木秀記氏は、当社との間で、当社の 変革の必要性について平成21年9月頃より検討を開始しました。

一方、当社は、本取引の検討のため、本取引に利害関係を有さず、かつ機密保持の観点も加味して選任された、当社の常務取締役である齋藤正則氏を中心とする当社取締役から構成されるプロジェクトチーム(以下「本PT」といいます。)を設置し、八木秀記氏と共に本取引に参加する資金提供者を当社の観点から選定する入札手続を開始いたしました。当社は、複数の資金提供者候補に対し平成22年2月19日付で本取引に関する参加意向表明書の提出を依頼し、同年3月1日付で複数の資金提供者候補から参加意向表明書の提出を受け、その後断続的に八木秀記氏及び資金提供者候補と当社との間で本取引について協議・検討を行いました。そして、当社としては、当社の株主に最も高い価格での株式売却の機会を与え、また当社の企業価値を最大化する観点から各資金提供者候補と交渉を行い、その結果、総合的に最も提案条件がよいと判断された株式会社メザニンにデューデリジェンスを実施させた上で最終提案の提出を要請することといたしました。

その後、本取引を実行するための当社株式の取得及び保有等を目的として、八木秀記氏は平成 22 年 3 月中旬頃から公開買付者の設立手続きを開始し、公開買付者及び株式会社メザニンが共同で当社に対して同年 3 月 24 日に本公開買付けの条件の提示を含む最終提案を行いました。また、当社の筆頭株主であるセコム株式会社に対しても、同年 3 月 31 日に本取引について具体的な提案を行ったとのことです。

公開買付者及び八木秀記氏は、当社及びセコム株式会社との協議・検討を経て、当社とセコム株式会社から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至ったとのことです。そして、これらの検討結果を受けて、公開買付者は、同年4月 16 日に、本公開買付け及びその後の一連の取引からなる本取引の実施を正式に決定したとのことです。

当社は、公開買付者からの上記提案を受け、当社の取締役会のフィナンシャル・アドバイザーであるトラスティーズ・アドバイザリー株式会社(以下「トラスティーズ」といいます。)及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえ、上記のような当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び交渉を行った結果、本取引により当社の普通株式を非上場化したうえで上記経営改革を行っていくことが当社にとっても、また当社の一般株主にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達するとともに、下記「(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の、トラスティーズによる株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、特別委員会からの答申の内容等を踏まえ、本公開買付けにおける当社普通株式の1株当たりの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)その他の本

公開買付けの諸条件は、当社の株主にとって妥当なものであり、当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成22年4月16日開催の当社の取締役会において、①本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議をいたしました。なお、当社の上記取締役会においては、公開買付者の代表取締役を兼任している当社の代表取締役社長八木秀記氏並びに当社の筆頭株主であるセコム株式会社から派遣されている当社の取締役中田政信氏及び小松崎常夫氏は、特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることから、本公開買付けに係る議案の審議・検討及び決議に参加しておりません(下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④利害関係のない取締役及び監査役全員の承認」参照)。

- (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置
 - ①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、平成22年3月に公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAアドバイザリー株式会社(以下「GCA」といいます。)に本公開買付価格の決定の参考とするために当社株式の価値の評価を依頼したとのことであり、当社は以下のとおり説明を受けております。

GCAは、本公開買付価格を算定するに際して、公開買付者より提出された当社に係る事業計画(当社が作成した事業計画に、当社の現況や今後の施策等を踏まえた影響を公開買付者が反映させたもの。以下「買付者事業計画」といいます。)等を検討のうえ、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似取引比較法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて当社株式の算定を行いました。

公開買付者が、平成22年4月16日にGCAより取得した「株式価値算定書」によると、市場株価法では1株当たり673円~680円、類似取引比較法では1株当たり870円~994円、類似会社比較法では1株当たり638円~827円、DCF法では1株当たり831円~1,069円が当社の1株当たり株式価値の算定結果として示されております。

市場株価法では、平成22年4月15日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社の基準日終値、平成22年3月期第3四半期決算発表日の翌日から基準日まで、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価(終値)(それぞれ、680円、676円、676円、674円、673円(小数点以下を四捨五入。以下、株価終値に係る平均値の計算において同じです。))を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似取引比較法では、国内で過去に実施された発行者以外の者による株券等の公開買付け(但し、不成立のものを除く)の事例において、買付価格と公開買付けの公表日の前日の株価(終値)、公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値を比較し、その平均的なプレミアムにより、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

DCF法では、買付者事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期第3四半期以降の当社の将来の収益予想等に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

公開買付者は、上記株式価値算定書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の動向、応募株数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉を経て、本公開買付価格を1株当たり905円とすることを決定いたしました(なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前日である平成22年4月15日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値680円に対しては33.1%(小数点以下第二位を四捨五入)、本公開買付けの実施についての公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値676円に対しては33.9%(小数点以下第二位を四捨五入)、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値674円に対しては34.3%(小数点以下第二位を四捨五入)、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値673円に対しては34.5%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

なお、参考までに、(i) 当社により平成 22 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間の連結業績予想の下方修正が公表された平成 21 年 11 月 6 日から遡ること 1 ヶ月、 3 ヶ月、 6 ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ 655 円、654 円、643 円、(ii) 当社により平成 22 年 3 月期通期連結業績予想の下方修正が公表された平成 22 年 2 月 10 日から遡ること 1 ヶ月、 3 ヶ月、 6 ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ 672 円、674 円、664 円です。

一方、当社の取締役会は、公開買付者による本取引の提案を検討するにあたって、当社取締役会独自のフィナンシャル・アドバイザーとして、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるトラスティーズを選任し、本取引に関する包括的な助言を受けると共に、本公開買付価格の公正性を担保するため、トラスティーズに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成22年4月16日付で株式価値算定書を取得しております。

トラスティーズは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の取締役(本取引について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある、公開買付者の代表取締役を兼任している当社の代表取締役社長八木秀記氏並びに当社の筆頭株主であるセコム株式会社から派遣されている当社の取締役中田政信氏及び小松崎常夫氏を除きます。)から事業の現状及び将来の事業計画(注)(以下「当社事業計画」といいます。)等について資料を取得し、これらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。トラスティーズは、当社が継続企業であるとの前提の下、株式価値を多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法及びDCF法を用いて当社株式価値の算定を行いました。なお、トラスティーズによる当社の株式価値算定においては、類似公開会社比準法は、同方法により算定した倍率を類似会社に適用して再検証したところ、株式価値と市場株価に相応の乖離が認められ、当社の株式価値の算定方法としては有効性が乏しいと考えられた等の理由により、採用しないこととされております。

株式価値算定書によると、市場株価法では1株当たり 672 円~675 円、DCF法では1株当たり 778 円~909 円が当社の1株当たり株式価値の算定結果として示されています。

市場株価法では、平成 22 年4月 15 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社の 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における取引高加重平均株価(終値)(それぞれ、672 円、675 円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

DCF法では、当社事業計画に対して、マネジメント・インタビュー、当社から入手した資料を検討し、直近までの業績の動向等を考慮した平成22年3月期第3四半期以降の当社の将来の収益予想等に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

また、当社の取締役会は、公開買付者から、本公開買付価格として905円という最終的な提案を受けたため、トラスティーズに対し、本公開買付価格は当社の株主にとって財務的見地から妥当であるかについての意見書(フェアネス・オピニオン)を提出することを求め、その結果、トラスティーズより、平成22年4月16日付で、一定の前提の下に905円という本公開買付価格は当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

(注)

当社事業計画は、平成22年2月10日付「平成22年3月期第3四半期決算短信」にて開示いたしました平成22年3月期の連結業績予想値及び当社が当社の経営改革の検討のため作成した平成23年3月期乃至平成26年3月期の将来の事業計画から成るものです。かかる平成23年3月期乃至平成26年3月期の将来の事業計画の作成には、本取引について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある、公開買付者の代表取締役を兼任している当社の代表取締役社長八木秀記氏並びに当社の筆頭株主であるセコム株式会社から派遣されている当社の取締役中田政信氏及び小松崎常夫氏は関与しており

ません。当社事業計画は、平成22年3月期については取引先との契約の解約や条件変更等による売上高の減少も考慮して売上高約334億円、営業利益約3.8億円と予想しておりますが、その後は売上高の回復、経費削減施策等の効果の実現を見込んでおり、平成23年3月期は売上高約344億円、営業利益約5.7億円、平成24年3月期は売上高約353億円、営業利益約7.9億円、平成25年3月期は売上高約355億円、営業利益約8.6億円、平成26年3月期は売上高約356億円、営業利益約9億円と予想しております。

なお、トラスティーズは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②独立した特別委員会の設置

当社の取締役会は、平成 22 年3月4日、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正 性・客観性を担保するため、本取引の提案についての検討のための当社取締役会の諮問機関として特別 委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、①本公開買付けの買付条件(本公開買付価格を含みま す。) の妥当性、②本公開買付けに対する当社取締役会の意見表明への見解及び③本取引の資金提供者 の選定に関する見解(以下「本件検討事項」といいます。)について、当社取締役会に対する答申を行 うことを委嘱する決議を行いました。なお、特別委員会の委員としては、当社社外監査役である、茂木 浩司氏(委員長)、臼木功之氏(臼木公認会計士事務所代表、公認会計士)及び菅野谷信宏氏(菅野谷 法律事務所代表、弁護士)の3名を選定しております。特別委員会は、平成22年3月4日より、本件 検討事項についての検討を開始し、これまで、全5回にわたって開催され、本件検討事項についての審 議を行うと共に、当社の代表取締役社長及び公開買付者の代表取締役である八木秀記氏へのヒアリング を実施しました。また、当社の取締役会のフィナンシャル・アドバイザーであるトラスティーズから当 社の株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容について説明を受け、トラスティーズとの間で 質疑応答を行いました。加えて、丸の内総合法律事務所を特別委員会独自のリーガル・アドバイザーと して選任し、本件検討事項にかかる答申書の作成その他必要な事項に関し法的助言を得ております。特 別委員会は、これらの結果を踏まえつつ本件検討事項につき慎重に検討した結果、平成22年4月16日 付で、当社の取締役会に対して、①本公開買付けの買付条件(本公開買付価格を含みます。)は妥当で ある旨、②本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買 付けに応募することを勧める旨の決議をすることは妥当である旨及び、③本PTによる資金提供者の選 定手続は妥当である旨の答申を行うことを、委員全員の一致で決議いたしました。

③当社取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの助言

当社の取締役会は、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を高めるため、西村あさひ法律事務所を当社の取締役会独自のリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所からの法的助言を踏まえて、特別委員会の上記答申の内容、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件等について慎重に検討いたしました。

④利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された当社の取締役会に関して、当社の代表取締役社長である八木秀記氏は、本日現在において公開買付者の発行済株式の全てを保有する公開買付者の代表取締役であり、また当社取締役である中田政信氏及び小松崎常夫氏は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している当社の筆頭株主であるセコム株式会社からの派遣取締役であるため、何れも本取引について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、本取引に関連して開催された全ての取締役会について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成22年4月16日開催に係る取締役会決議を含む本取引に関連して開催された全ての当社取締役会には、上記八木秀記氏、中田政信氏及び小松崎常夫氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で決議が行われております。また、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成22年4月16日開催の取締役会には、いずれも社外監査役である

当社監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることにつき異議がない旨の意見を述べております。

⑤価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しているとのことです。また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、公開買付者との間で応募に係る契約を締結している八木秀記氏(所有株式数:3,109,935 株、所有割合:20.37%)及びセコム株式会社(所有株式数:5,585,150 株、所有割合:36.57%)の所有する全ての当社株式(合計 8,695,085 株、所有割合:56.94%)(以下「本応募対象株式」といいます。)と、当社の発行済株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)総数から本応募対象株式の数を控除した株式数のうち、その過半数に相当する株式数(3,287,763 株)との合計(11,982,848 株、所有割合:78.47%)以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、大株主以外の少数株主の保有する当社普通株式の過半数の応募がない場合には、本取引を行わないこととし、当社の株主の皆様の意思を尊重しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本公開買付けにより当社の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者を除く当社の株主(当社を除きます。)に対して当社の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しているとのことであり、具体的な方法について、当社は以下のとおり説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部(自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定です。

また、本株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立し本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、 その全て(自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主(当社を除きます。)に は当該取得の対価として別個の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交 付されるべき当該別個の種類の当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。)に相当する当該別個の種類の当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者が当社の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、公開買付者は、原則として、平成22年9月末日までに、当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了させることを予定しております。

上記②乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の当社の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外の当社の株主による当社の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

公開買付者は、上記各手続の実行後に、本件合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ございません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、上場廃止基準に従い、当社の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の手続に従って、適用ある法令に従い、当社の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、その場合にも、当社の普通株式は上場廃止になります。なお、当社の普通株式が上場廃止となった場合は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、八木秀記氏(所有株式数:3,109,935 株、所有割合:20.37%)及びセコム株式会社(所有株式数:5,585,150 株、所有割合:36.57%)との間で、応募対象株式を本公開買付けに応募する(セコム株式会社において日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして応募させることを含みます。以下同じです。)旨の公開買付応募契約を平成22年4月16日付で締結しているとのことです。但し、八木秀記氏及びセコム株式会社による応募の義務は、①本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、②公開買付応募契約締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点

においても、同契約に定める公開買付者の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、③公開買付者について、同契約に定める義務の重要な違反が存しないこと、及び④当社取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が行われ、かかる決議が公表され、かつ、かかる表明を撤回又は変更する当社の取締役会決議が行われていないこと、を前提条件としており、これらの条件が充足されなかった場合には、八木秀記氏及びセコム株式会社は応募対象株式を応募する義務を負わないとのことです(但し、八木秀記氏及びセコム株式会社は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできるとのことです。)。

また、上記公開買付応募契約において、八木秀記氏及びセコム株式会社は、同契約締結後の平成 22 年 6 月 29 日に開催が予定されている当社の第 53 回定時株主総会において、公開買付者の指示に従って本応募対象株式に係る議決権を行使する(セコム株式会社において日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして行使させることを含みます。以下同じです。)ことを合意しているとのことです。

(7) その他

当社は、当社公表の平成 21 年 5 月 15 日付「平成 21 年 3 月期決算短信」及び平成 22 年 2 月 10 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 22 年 3 月期の期末配当金について、1 株当たり 10 円の配当を行う予定です。公開買付者は、当社の第 53 回定時株主総会において、上記内容の配当議案が提出された場合には、上記 (6) 記載の公開買付応募契約の定めに従い、八木秀記氏及びセコム株式会社に対し、本応募対象株式に係る議決権について、当該議案に賛成する旨の議決権の行使を指示する方針とのことです。

- 3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容該当事項はありません。
- 4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針 該当事項はありません。
- 5. 公開買付者に対する質問 該当事項はありません。
- 6. 公開買付期間の延長請求 該当事項はありません。

7. 今後の見通し

上記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けに賛同の意見を表明することを決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

以上

添付資料

公開買付者の「東京美装興業株式会社の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成22年4月16日

各 位

会 社 名 ティービーホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役 八木 秀記

東京美装興業株式会社の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ティービーホールディングス株式会社(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成22年4月16日、東京美装興業株式会社(コード番号:9615 東証第2部、以下「対象者」といいます。)の普通株式を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等についての権利をいいます。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である八木秀記氏が本日現在において発行済株式の全てを保有する株式会社であり、公開買付けを通じて対象者の普通株式を取得及び保有することを主たる目的として、平成22年3月26日に設立されました。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得し、対象者普通株式を非上場化させるための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けは、対象者が平成22年2月15日に提出した第53期第3四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の発行済株式総数(15,475,610株)から、同四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の自己株式(205,000株)を控除した株式数(15,270,610株)の78.47%(以下、かかる自己株式を控除した対象者の発行済株式総数に占める割合を「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。)に相当する株式数(11,982,848株)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、対象者の発行済普通株式の全てを取得し、対象者の普通株式を非上場化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

なお、公開買付者は、八木秀記氏(所有株式数:3,109,935 株(注1)、所有割合:20.37%)、及び対象者の筆頭株主であるセコム株式会社(所有株式数:5,585,150 株(注2)、所有割合:36.57%)から、それぞれが所有する対象者普通株式の全部(合計 8,695,085 株、所有割合:56.94%)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手続(以下「完全子会社化手続」といいます。)の実行を対象者に要請し、かかる完全子会社化手続を経て対象者を完全子会社化する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社とし、対象者を存続会社とする吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行うことを予定しております。

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト (MBO) (注3) の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の発行済株式数の全ては公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である八木秀記氏により保有されており、八木秀記氏は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。

なお、対象者作成の平成22年4月16日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成22年4月16日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

本公開買付けの開始後、八木秀記氏は、公開買付者が実施する第三者割当増資(払込金額の総額6億円。以下「本第三者割当増資」といいます。)を引き受ける予定であり、本第三者割当増資が完了した後においても、八木秀記氏が当面の間公開買付者の発行済株式の全てを引き続き保有することとなる予定です。なお、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、対象者の取引先に対しても、第三者割当増資により、八木秀記氏が公開買付者に対して直接に有する議決権の比率が33.4%(希釈化後)以上である範囲で株式を発行することを予定しております。但し、本日現在においてその具体的な割当先及び割当数等は決定しておりません。

また、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、本第三者割当増資による出資金6億円、住友信託銀行株式会社及び株式会社みずほ銀行からの貸付(以下「本件買収ローン」といいます。)、並びに株式会社メザニンが運営するMC o 1 号投資事業有限責任組合及びMC o 2 号投資事業有限責任組合からの貸付(以下「本件劣後ローン」といいます。)をそれぞれ受けることを予定しております。

本件買収ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、住友信託銀行株式会社及び株式会社みずほ銀行から 117 億円を上限とした貸付を受けることを予定しています。本件買収ローンに関しては、公開買付者の発行済株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者及びその一部の子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者及びその一部の子会社の一定の資産等を本件買収ローンの担保に提供させる予定です。

本件劣後ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、株式会社メザニンが運営するMC o 1号投資事業有限責任組合及びMC o 2号投資事業有限責任組合から 22 億円を上限とする貸付を受けることを予定しています。本件劣後ローンに関しては、公開買付者の発行済株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者及びその一部の子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者及びその一部の子会社の一定の資産等を本件劣後ローンの担保に提供させる予定です。

- (注1) 八木秀記氏は東京美装興業役員持株会(所有株式数:15,365株、所有割合:0.10%) の会員として当該持株会を通じて対象者普通株式を保有していますが、八木秀記氏の持分に係る株式数は一単元に満たないものであることもあり、八木秀記氏の所有株式数には、当該持株会を通じて保有している対象者普通株式は含んでいません。以下同じです。
- (注2) セコム株式会社の所有株式数には、同社が委託している日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株数1,160千株を含みます。以下同じです。
- (注3) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家 と共同して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。
- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、昭和 32 年に、創業者である故八木祐四郎氏が池袋丸物デパート (現池袋パルコ)受注を機にビル清掃業を目的として設立し、業務を開始しました。その後、対象者は、昭和 36 年には、業界で初めてオフィスビルの総合管理業務を受注するなど、業界の草分けとしてビルメンテナンス業界の発展に努めてきました。対象者の「ファミリー精神」「低く座し、高く考える」という社是の下に一致団結した全従業員の意識の高さと高品質のサービスに裏打ちされた現場力がその

強みの源泉であり、対象者は、この現場力をもって、お客様のニーズに応え、企業の成長を実現してきました。対象者は、創業以来のビルメンテナンス業務に係る経験と実績を蓄え、対象とする施設はオフィスビルをはじめとし、商業施設や娯楽施設、ホテルや病院等の施設へと広く展開してきました。また、対象者は、清掃業務から警備業務や設備管理業務、プロパティマネジメント、ファシリティマネジメントへとサービスの幅を拡大し、不動産を所有するお客様にとっての付加価値向上に資するサービスを追求してきました。

しかし、国内の不動産を取り巻く環境は厳しく、ビルメンテナンス業界全体の売上高の頭打ち、同業他社との価格競争の激化に加え、日本経済全体の先行きが不透明な中で、取引先が直面する環境も厳しく、取引先の管理コスト削減圧力が、対象者の提供するサービスの収益率の悪化につながり、対象者においては年々の利益率の低下が大きな経営課題になっています。なお、対象者プレスリリースによれば、かかる売上高の減少、利益率の低下等の影響を受け、平成22年3月期第2四半期連結累計期間における対象者の連結業績予想が当初予想を下回るものとなったことから、対象者は、平成21年11月6日付で、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、上記業績予想の下方修正を公表したとのことです。また、平成22年3月期第3四半期連結累計期間における対象者の業績は減収減益となっており、かかる業績が当初予想を下回るものであったことから、対象者は、平成22年2月10日付で、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い平成22年3月期通期連結業績予想の下方修正を公表したとのことです。

公開買付者は、対象者を取り巻くこのような環境の下で、対象者が経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、対象者が、「お客様にとっても、社員にとっても一番の会社」として、取引先に対して一定の品質を維持しつつも、より価格競争力のあるサービスの提供を実現し、かつ、対象者のステイクホルダーに対しても長期的に付加価値を還元できる企業に変革することが必要であると考えております。

公開買付者は、対象者にとって必要な経営改革は、人件費削減等による短期的な価格競争力の向上ではなく、業務プロセスの改善や見直しを含んだ抜本的なコスト削減、対象者グループの管理機能の集約、拠点政策の見直しによる人的資源の再配分などの施策であると考えております。また、公開買付者は、長期的視点に立ち、新規事業領域への進出や、業務の対象とする地域の補完及び施設の拡大を目的とする同業他社の買収、業務外注先との関係強化による質の高いサービスの提供などの積極的な成長施策を遂行することも必要であると考えております。

しかし、このような経営改革を行うためには、各種施策実施に伴うコストの増加が見込まれ、初期投資、リスクを伴う積極的な施策の実施なども必要となるところ、現在の体制の下でこれらの施策を実施した場合には、コストの増加その他の負担が、一時的なものとはいえ業績の下方圧力となり、短期的には対象者の株主の皆様にマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。

また、対象者は、平成6年に東京証券取引所市場第二部に株式を上場して以降、エクイティファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優秀な人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してきましたが、対象者には、現時点ではエクイティファイナンスの活用による大規模な資金調達のニーズはなく、むしろ、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用、監査費用等)が今後益々増加することが予想され、上場を維持することが対象者の経営上の負担になる可能性があります。

これらの状況を踏まえ、公開買付者は、対象者の株主の皆様に経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が「お客様にとっても、社員にとっても一番の会社」として、長期的に付加価値を生み続ける会社に変わるための抜本的な経営改革を実行していくためには、マネジメント・バイアウトの手法により、対象者の普通株式を非上場化して、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、公開買付者が対象者の株式を取得することにより、公開買付者の代表取締役である八木秀記氏のリーダーシップの下で、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行してゆくことが、最も有効な手段であるという結論に至りました。

以上のような考え方に基づき、公開買付者の代表取締役である八木秀記氏は、対象者との間で、 対象者の変革の必要性について平成21年9月頃より検討を開始しました。 一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引の検討のため、本取引に利害関係を有さず、かつ機密保持の観点も加味して選任された、対象者の常務取締役である齋藤正則氏を中心とする対象者取締役から構成されるプロジェクトチーム(以下「本PT」といいます。)を設置し、八木秀記氏と共に本取引に参加する資金提供者を対象者の観点から選定する入札手続を開始することとしたとのことです。対象者プレスリリースによれば、対象者は、複数の資金提供者候補に平成22年2月19日付で本取引に関する参加意向表明書の提出を依頼し、同年3月1日付で複数の資金提供者候補から参加意向表明書の提出を受け、その後断続的に八木秀記氏及び資金提供者候補と対象者との間で本取引について協議・検討を行ったとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者としては、対象者の株主に最も高い価格での株式売却の機会を与え、また対象者の企業価値を最大化する観点から各資金提供者候補と交渉を行い、その結果、総合的に最も提案条件がよいと判断された株式会社メザニンにデューデリジェンスを実施させた上で最終提案の提出を要請することとしたとのことです。

その後、本取引を実行するための対象者株式の取得及び保有等を目的として、八木秀記氏は平成22年3月中旬頃から公開買付者の設立手続きを開始し、公開買付者及び株式会社メザニンが共同で対象者に対して同年3月24日に本公開買付けの条件の提示を含む最終提案を行いました。また、対象者の筆頭株主であるセコム株式会社に対しても、同年3月31日に本取引について具体的な提案を行いました。

公開買付者及び八木秀記氏は、対象者及びセコム株式会社との協議・検討を経て、対象者とセコム株式会社から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そして、これらの検討結果を受けて、公開買付者は、同年4月 16 日に、本公開買付け及びその後の一連の取引からなる本取引の実施を正式に決定しました。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からの上記提案を受け、対象者の 取締役会のフィナンシャル・アドバイザーであるトラスティーズ・アドバイザリー株式会社(以下 「トラスティーズ」といいます。) 及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から の助言等を踏まえ、上記のような対象者が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び交 渉を行った結果、本取引により対象者の普通株式を非上場化したうえで上記経営改革を行っていく ことが対象者にとっても、また対象者の一般株主にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達す るとともに、下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措 置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の、トラスティーズによる株式価値算定 書及びフェアネス・オピニオン、特別委員会からの答申の内容等を踏まえ、本公開買付けにおける 対象者普通株式の1株当たりの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)その他の本公開 買付けの諸条件は、対象者の株主にとって妥当なものであり、対象者の株主に対して合理的な株式 売却の機会を提供するものであると判断し、平成22年4月16日開催の対象者の取締役会において、 本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを 勧める旨の決議をしたとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の上記取締役 会においては、公開買付者の代表取締役を兼任している対象者の代表取締役社長八木秀記氏並びに 対象者の筆頭株主であるセコム株式会社から派遣されている対象者の取締役中田政信氏及び小松 崎常夫氏は、特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることから、本 公開買付けに係る議案の審議・検討及び決議に参加していないとのことです(下記「(3) 買付価格 の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担 保するための措置」の「④ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認」参照)。

- (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置
 - ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、平成22年3月に公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAアドバイザリー株式会社(以下「GCA」といいます。)に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者株式の価値の評価を依頼しました。

GCAは、本公開買付価格を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者に係る 事業計画(対象者が作成した事業計画に、対象者の現況や今後の施策等を踏まえた影響を公 開買付者が反映させたもの。以下「買付者事業計画」といいます。)等を検討のうえ、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似取引比較法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて対象者株式の算定を行いました。

公開買付者が、平成22年4月16日にGCAより取得した「株式価値算定書」によると、市場株価法では1株当たり673円~680円、類似取引比較法では1株当たり870円~994円、類似会社比較法では1株当たり638円~827円、DCF法では1株当たり831円~1,069円が対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されております。

市場株価法では、平成22年4月15日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の基準日終値、平成22年3月期第3四半期決算発表日の翌日から基準日まで、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価(終値)(それぞれ、680円、676円、676円、674円、673円(小数点以下を四捨五入。以下、株価終値に係る平均値の計算において同じです。))を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似取引比較法では、国内で過去に実施された発行者以外の者による株券等の公開買付け (但し、不成立のものを除きます。)の事例において、買付価格と公開買付けの公表日の前日 の株価(終値)、公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の 終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値を比較し、その平均的なプレミアム により、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を 示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を 算定しております。

DCF法では、買付者事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

公開買付者は、上記株式価値算定書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の動向、応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、本公開買付価格を1株当たり905円とすることを決定いたしました(なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前日である平成22年4月15日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値680円に対しては33.1%(小数点以下第二位を四捨五入)、本公開買付けの実施についての公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値676円に対しては33.9%(小数点以下第二位を四捨五入)、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値674円に対しては34.3%(小数点以下第二位を四捨五入)、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値673円に対しては34.5%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

なお、参考までに、(i)対象者により平成22年3月期第2四半期連結累計期間の連結業績予想の下方修正が公表された平成21年11月6日から遡ること1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ655円、654円、643円、(ii)対象者により平成22年3月期通期連結業績予想の下方修正が公表された平成22年2月10日から遡ること1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ672円、674円、664円です。一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者による本取引の提案を検討するにあたって、フィナンシャル・アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるトラスティーズを選任し、本取引に関する包括的な助言を受けると共に、本公開買付価格の公正性を担保するため、トラスティーズに対象者普通株

式の株式価値の算定を依頼し、平成22年4月16日付で株式価値算定書を取得しているとのことです。

トラスティーズは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役(本取引について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある、公開買付者の代表取締役を兼任している対象者の代表取締役社長八木秀記氏並びに対象者の筆頭株主であるセコム株式会社から派遣されている対象者の取締役中田政信氏及び小松崎常夫氏を除きます。)から事業の現状及び将来の事業計画(注)(以下「対象者事業計画」といいます。)等について資料を取得し、これらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。トラスティーズは、対象者が継続企業であるとの前提の下、株式価値を多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法及びDCF法を用いて対象者株式価値の算定を行っているとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、トラスティーズによる対象者の株式価値算定においては、類似公開会社比準法は、同方法により算定した倍率を類似会社に適用して再検証したところ、株式価値と市場株価に相応の乖離が認められ、対象者の株式価値の算定方法としては有効性が乏しいと考えられた等の理由により、採用しないこととしたとのことです。

株式価値算定書によると、市場株価法では1株当たり672円~675円、DCF法では1株当たり778円~909円が対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されているとのことです。

市場株価法では、平成22年4月15日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における取引高加重平均株価(終値)(それぞれ、672円、675円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

DCF法では、対象者事業計画に対して、マネジメント・インタビュー、対象者から入手した資料を検討し、直近までの業績の動向等を考慮した平成22年3月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から、本公開買付価格として 905 円という最終的な提案を受けたため、トラスティーズに対し、本公開買付価格は対象者の株主にとって財務的見地から妥当であるかについての意見書(フェアネス・オピニオン)を提出することを求め、その結果、トラスティーズより、平成 22 年 4 月 16 日付で、一定の前提の下に 905 円という本公開買付価格は対象者の株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しているとのことです。

(注) 対象者プレスリリースによれば、対象者事業計画は、平成22年2月10日付「平成22年3月期第3四半期決算短信」にて対象者より開示された平成22年3月期の連結業績予想値及び対象者が経営改革の検討のため作成した平成23年3月期乃至平成26年3月期の将来の事業計画から成るものであるとのことです。かかる平成23年3月期乃至平成26年3月期の将来の事業計画の作成には、本取引について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある、公開買付者の代表取締役を兼任している対象者の代表取締役社長八木秀記氏並びに対象者の筆頭株主であるセコム株式会社から派遣されている対象者の取締役中田政信氏及び小松崎常夫氏は関与していないとのことです。対象者プレスリリースによれば、対象者事業計画は、平成22年3月期については取引先との契約の解約や条件変更等による売上高の減少も考慮して売上高約334億円、営業利益約3.8億円と予想しているとのことでありますが、その後は売上高の回復、経費削減施策等の効果の実現を見込んでいるとのことであり、平成23年3月期は売上高約353億円、営業利益約5.7億円、平成24年3月期は売上高約353億円、営業利益約7.9億円、平成25年3月期は売上高約356億円、営業利益約9億円と予想しているとのことです。

なお、トラスティーズは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関

して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

② 独立した特別委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成22年3月4日、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を担保するため、本取引の提案についての検討のための対象者取締役会の諮問機関として特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、①本公開買付けの買付条件(本公開買付価格を含みます。)の妥当性、②本公開買付けに対する対象者取締役会の意見表明への見解及び③本取引のによる資金提供者の選定に関する見解(以下「本件検討事項」といいます。)について、対象者取締役会に対する答申を行うことを委嘱する決議を行ったとのことです。なお、特別委員会の委員としては、対象者社外監査役である、茂木浩司氏(委員長)、臼木功之氏(臼木公認会計士事務所代表、公認会計士)及び菅野谷信宏氏(菅野谷法律事務所代表、弁護士)の3名を選定したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、特別委員会は、平成22年3月4日より、本件検討事項についての検討を開始し、これまで、全5回にわたって開催され、本件検討事項についての審議を行うと共に、対象者の代表取締役社長及び公開買付者の代表取締役である八木秀記氏へのヒアリングを実施したとのことです。また、対象者の取締役会のフィナンシャル・アドバイザーであるトラスティーズから対象者の株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容について説明を受け、トラスティーズとの間で質疑応答を行っているとのことです。加えて、丸の内総合法律事務所を特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして選任し、本件検討事項にかかる答申書の作成その他必要な事項に関し法的助言を得ているとのことです。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ本件検討事項につき慎重に検討した結果、平成22年4月16日付で、対象者の取締役会に対して、①本公開買付けの買付条件(本公開買付価格を含みます。)は妥当である旨、②本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは妥当である旨及び、③本PTによる資金提供者の選定手続は妥当である旨の答申を行うことを、委員全員の一致で決議したとのことです。

③ 取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を高めるため、西村あさひ法律事務所を対象者の取締役会独自のリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所からの法的助言を踏まえて、特別委員会の上記答申の内容、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件等について慎重に検討したとのことです。

④ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本取引に関連して開催された対象者の取締役会に関して、対象者の代表取締役社長である八木秀記氏は、本日現在において公開買付者の発行済株式の全てを保有する公開買付者の代表取締役であり、また対象者取締役である中田政信氏及び小松崎常夫氏は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の筆頭株主であるセコム株式会社からの派遣取締役であるため、何れも本取引について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、本取引に関連して開催された全ての取締役会について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成22年4月16日開催に係る取締役会決議を含む本取引に関連して開催された全ての対象者取締役会には、上記八木秀記氏、中田政信氏及び小松崎常夫氏以外の対象者取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で決議が行われているとのことです。また、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成22年4月16日開催の取締役会には、いずれも社外監査役で

ある対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を 表明すること及び対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることにつき異議がな い旨の意見を述べているとのことです。

⑤ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、公開買付者との間で応募に係る契約を締結している八木秀記氏(所有株式数:3,109,935株、所有割合:20.37%)及びセコム株式会社(所有株式数:5,585,150株、所有割合:36.57%)の所有する全ての対象者株式(合計8,695,085株、所有割合:56.94%)(以下「本応募対象株式」といいます。)と、対象者の発行済株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)総数から本応募対象株式の数を控除した株式数のうち、その過半数に相当する株式数(3,287,763株)との合計(11,982,848株、所有割合:78.47%)以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、大株主以外の少数株主の保有する対象者普通株式の過半数の応募がない場合には、本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を尊重しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本公開買付けにより対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主(対象者を除きます。)に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部(自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。

また、本株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立し本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された

上で、その全て(自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主(対象者を除きます。)には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。)に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者が対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、公開買付者は、原則として、平成22年9月末日までに、対象者を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了させることを予定しております。

上記②乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外の対象者の株主による対象者の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

公開買付者は、上記各手続の実行後に、本件合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ございません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の株券上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」記載の手続に従って、適用ある法令に従い、対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、その場合にも、対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主の間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、八木秀記氏(所有株式数:3,109,935株、所有割合:20.37%)及びセコム株式会社(所有株式数:5,585,150株、所有割合:36.57%)との間で、本応募対象株式を本公開買付けに応募する(セコム株式会社において日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして応募させることを含みます。以下同じです。)旨の公開買付応募契約を平成22年4月16日付けで締結してお

ります。但し、八木秀記氏及びセコム株式会社による応募の義務は、①本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、②公開買付応募契約締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、同契約に定める公開買付者の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、③公開買付者について、同契約に定める義務の重要な違反が存しないこと、及び④対象者取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が行われ、かかる決議が公表され、かつ、かかる表明を撤回又は変更する対象者の取締役会決議が行われていないこと、を前提条件としており、これらの条件が充足されなかった場合には、八木秀記氏及びセコム株式会社は本応募対象株式を応募する義務を負いません(但し、八木秀記氏及びセコム株式会社は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできます。)。

また、上記公開買付応募契約において、八木秀記氏及びセコム株式会社は、同契約締結後の平成22年6月29日に開催が予定されている対象者の第53回定時株主総会において、公開買付者の指示に従って本応募対象株式に係る議決権を行使する(セコム株式会社において日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社をして行使させることを含みます。以下同じです。)ことを合意しております。

(7) その他

対象者公表の平成21年5月15日付「平成21年3月期決算短信」及び平成22年2月10日付「業績予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成22年3月期の期末配当金については、1株当たり10円の配当を行う予定であるとのことです。公開買付者は、対象者の第53回定時株主総会において、上記内容の配当議案が提出された場合には、上記(6)記載の公開買付応募契約の定めに従い、八木秀記氏及びセコム株式会社に対し、本応募対象株式に係る議決権について、当該議案に賛成する旨の議決権の行使を指示する方針です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

1	名				称	東京	美装	興業株	式会社	土	
2	所 在 地			東京	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号						
3)代表者の役職・氏名			代表	代表取締役社長 八木 秀記						
4	④ 事 業 内 容			ビル	ビルメンテナンス業務及び付帯する各種サービス業務						
(5)	5 資 本 金				4, 49	4, 499, 678 千円(平成 21 年 12 月 31 日現在)					
6	設	立	年	月	日	昭和	132年	9月	16 日		
						セ	コム株	式会社	Ŀ.		36.1%
	大株主及び持株比率(平成21年9月30日現在)			八	木	秀 訂	1	20.1%			
				株	式会社	テーオ	ーシー	2.0%			
					田	中	幹き	ŧ	1.9%		
7				比 率	株	式会社	リンレ	1	1.9%		
				王)	株	式会社	:穴吹コ	務店	1.8%		
						三	三井不動産株式会社				1.5%
						興	和不動	産株式	会社	1.5%	
						新	菱冷熱	工業核	式会社	1.4%	
				北	野建設	株式会	社	1.4%			
					資	本	関	係	該当事項はあ	ありません。	
								対象者の代表	表取締役社長である八木		
	小盟 冒	公開買付者と対象者の関係 (平成22年4月16日現在)				人	的	関	係	秀記氏が、	当社の代表取締役を兼任
8										しておりまっ	f .
						取	引	関	係	該当事項はな	ありません。
						関	関連当事者へ			該当事項はありません。	
				の	の該当状況			M コ サ X X 4 0	MA チ (A(はな) / よ ピ/V ₀		

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年4月19日(月曜日)から平成22年6月3日(木曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金905円

- (4) 買付け等の価格の算定根拠等
 - ① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者株式の価値の評価を依頼しました。

GCAは、本公開買付価格を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者に係る買付者事業計画等を検討のうえ、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似取引比較法、類似会社比較法及びDCF法を用いて対象者株式の算定を行いました。

公開買付者が、平成22年4月16日にGCAより取得した「株式価値算定書」によると、市場株価法では1株当たり673円~680円、類似取引比較法では1株当たり870円~994円、類似会社比較法では1株当たり638円~827円、DCF法では1株当たり831円~1,069円が対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されております。

市場株価法では、平成22年4月15日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の基準日終値、平成22年3月期第3四半期決算発表日の翌日から基準日まで、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価(終値)(それぞれ、680円、676円、676円、674円、673円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似取引比較法では、国内で過去に実施された発行者以外の者による株券等の公開買付け (但し、不成立のものを除きます。)の事例において、買付価格と公開買付けの公表日の前日 の株価(終値)、公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の 終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値を比較し、その平均的なプレミアムに より、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

DCF法では、買付者事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

公開買付者は、上記株式価値算定書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の動向、応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、本公開買付価格を1株当たり905円とすることを決定いたしました(なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前日である平成22年4月15日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値680円に対しては33.1%(小数点以下第二位を四捨五入)、本公開買付けの実施についての公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値676円に対しては33.9%(小数点以下第二位を四捨五入)、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値674円に対しては34.3%(小数点以下第二位を四捨五入)、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値673円に対しては34.5%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

公開買付者の代表取締役である八木秀記氏は、ビルメンテナンス業界を取り巻く厳しい経営環境の下で、対象者が経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、対象者が、「お客様にとっても、社員にとっても一番の会社」として、取引先に対して一定の品質を維持しつつも、より価格競争力のあるサービスの提供を実現し、かつ、対象者のステイクホルダーに対しても長期的に付加価値を還元できる企業に変革することが必要であると考えました。

そして、そのためには、対象者の普通株式を非上場化し、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行してゆくことが、最も有効な手段であるという結論に至り、対象者との間で、対象者の変革の必要性について平成21年9月頃より検討を開始した後、本公開買付けを実施することを正式に決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置)

1. 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、平成22年3月に公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者株式の価値の評価を依頼しました。

GCAは、本公開買付価格を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者に係る買付者事業計画等を検討のうえ、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似取引比較法、類似会社比較法及びDCF法を用いて対象者株式の算定を行いました。公開買付者が、平成22年4月16日にGCAより取得した「株式価値算定書」によると、市場株価法では1株当たり673円~680円、類似取引比較法では1株当たり870円~994円、類似会社比較法では1株当たり638円~827円、DCF法では1株当たり831円~1,069円が対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されております。

市場株価法では、平成22年4月15日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の基準日終値、平成22年3月期第3四半期決算発表日の翌日から基準日まで、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価(終値)(それぞれ、680円、676円、676円、674円、673円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似取引比較法では、国内で過去に実施された発行者以外の者による株券等の公開買付け(但し、不成立のものを除きます。)の事例において、買付価格と公開買付けの公表日の前日の株価(終値)、公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値を比較し、その平均的なプレミアムにより、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

DCF法では、買付者事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの 業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期第3四半期以 降の対象者の将来の収益予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・ キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、 1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

公開買付者は、上記株式価値算定書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の動向、応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、本公開買付価格を1株当たり905円とすることを決定いたしました(なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者による本取引の提案を検討するにあたって、フィナンシャル・アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるトラスティーズを選任し、本取引に関する包括的な助言を受けると共に、本公開買付価格の公正性を担保するため、トラスティーズに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成22年4月16日付で株式価値算定書を取得しているとのことです。

トラスティーズは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役(本取引について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある、公開買付者の代表取締役を兼任している対象者の代表取締役社長八木秀記氏並びに対象者の筆頭株主であるセコム株式会社から派遣されている対象者の取締役中田政信氏及び小松崎常夫氏を除きます。)から事業の現状及び対象者事業計画等について資料を取得し、これらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。トラスティーズは、対象者が継続企業であるとの前提の下、株式価値を多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法及びDCF法を用いて対象者株式価値の算定を行っているとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、トラスティーズによる対象者の株式価値算定においては、類似公開会社比準法は、同方法により算定した倍率を類似会社に適用して再検証したところ、株式価値と市場株価に相応の乖離が認められ、対象者の株式価値の算定方法としては有効性が乏しいと考えられた等の理由により、採用しないこととしたとのことです。

株式価値算定書によると、市場株価法では1株当たり672円~675円、DCF法では1株当たり778円~909円が対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されているとのことです。

市場株価法では、平成22年4月15日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における取引高加重平均株価(終値)(それぞれ、672円、672円、675円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

DCF法では、対象者事業計画に対して、マネジメント・インタビュー、対象者から入手した資料を検討し、直近までの業績の動向等を考慮した平成22年3月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から、本公開買付価格として905円という最終的な提案を受けたため、トラスティーズに対し、本公開買付価格は対象者の株主にとって財務的見地から妥当であるかについての意見書(フェアネス・オピニオン)を提出することを求め、その結果、トラスティーズより、平成22年4月16日付で、一定の前提の下に905円という本公開買付価格は対象者の株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しているとのことです。

なお、トラスティーズは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に 関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

2. 独立した特別委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成22年3月4日、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を担保するため、本取引の提案についての検討のための対象者取締役会の諮問機関として特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、本件検討事項について、対象者取締役会に対する答申を行うことを委嘱する決議を行ったとのことです。なお、特別委員会の委員としては、対象者社外監査役である、茂木浩司氏(委員長)、臼木功之氏(臼木公認会計士事務所代表、公認会計士)及び菅野谷信宏氏(菅野谷法律事務所代表、弁護士)の3名を選定したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、特別委員会は、平成22年3月4日より、本件検討事項についての検討を開始し、これまで、全5回にわたって開催され、本件検討事項についての審議を行うと共に、対象者の代表取締役社長及び公開買付者の代表取締役である八木秀記氏へのヒアリングを実施したとのことです。また、対象者の取締役会のフィナンシャル・アドバイザーであるトラスティーズから対象者の株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容について説明を受け、トラスティーズとの間で質疑応答を行っているとのことです。加えて、丸の内総合法律事務所を特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして選任し、本件検討事項にかかる答申書の作成その他必要な事項に関し法的助言を得ているとのことです。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ本件検討事項につき慎重に検討した結果、平成22年4月16日付で、対象者の取締役会に対して、①本公開買付けの買付条件(本公開買付価格を含みます。)は妥当である旨、②本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは妥当である旨及び、③本PTによる資金提供者の選定手続は妥当である旨の答申を行うことを、委員全員の一致で決議したとのことです。

3. 取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を高めるため、西村あさひ法律事務所を対象者の取締役会独自のリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所からの法的助言を踏まえて、特別委員会の上記答申の内容、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件等について慎重に検討したとのことです。

4. 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本取引に関連して開催された対象者の取締役会に関して、 対象者の代表取締役社長である八木秀記氏は、本日現在において公開買付者の発行済株式の 全てを保有する公開買付者の代表取締役であり、また対象者取締役である中田政信氏及び小 松崎常夫氏は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者筆頭 株主であるセコム株式会社からの派遣取締役であるため、何れも本取引について特別の利害 関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、本取引に関連し て開催された全ての取締役会について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象 者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。他方、本公 開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成22年4月16日開催に係る取締役会 決議を含む本取引に関連して開催された全ての対象者取締役会には、上記八木秀記氏、中田 政信氏及び小松崎常夫氏以外の対象者取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取 締役の全員一致で決議が行われているとのことです。また、本公開買付けに賛同の意見を表 明する旨の決議を行った平成22年4月16日開催の取締役会には、いずれも社外監査役である 対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明 すること及び対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることにつき異議がない旨 の意見を述べているとのことです。

5. 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20 営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることによ り、株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付 者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

6. 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、本応募対象株式(合計8,695,085株、所有割合:56.94%)と、対象者の発行済株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)総数から本応募対象株式の数を控除した株式数のうち、その過半数に相当する株式数(3,287,763株)との合計(11,982,848株、所有割合:78.47%)以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、大株主以外の少数株主の保有する対象者普通株式の過半数の応募がない場合には、本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を尊重しております。

③ 算定機関との関係

GCAは、本公開買付けに関し重要な利害関係を有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15, 270, 610(株)	11,982,848(株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,982,848株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大の数は、対象者が平成22年2月15日に提出した第53期第3四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の発行済株式総数(15,475,610株)から、同四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の自己株式(205,000株)を控除した株式数(15,270,610株)です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主 による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付 期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所 有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 一 %)
買付け等前における特別関係者の所 有株券等に係る議決権の数	8,751 個	(買付け等前における株券等所有割合 57,31%)
買付予定の株券等に係る議 決 権 の 数	15, 270 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	15, 186 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (15,270,610 株) に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特

別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成22年2月15日提出の第53期第3四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。 但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第3四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の単元未満株式数(84,610株)に係る議決権の数(84個)を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を15,270個として計算しています。
- (注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小 数点以下第三位を四捨五入しています。
- (7) 買付代金 13,819,902,050 円
 - (注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(15,270,610株)に、1株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成22年6月10日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の公開買付代理人に開設した証券取引口座の状態にすることにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,982,848株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

①金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしり及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第

4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合、②対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、③公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、④対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国の各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面(公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「(8)決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年4月19日 (月曜日)

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である八木秀記氏(所有株式数:3,109,935株、所有割合:20.37%)から、その保有する対象者普通株式の全部について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、本公開買付けは、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法により行われるものであり、本書届出日現在において公開買付者の発行済株式数の全ては公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である八木秀記氏により保有されており、八木秀記氏は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。なお、本公開買付けの開始後、八木秀記氏は、公開買付者が実施する本第三者割当増資を引き受ける予定です。

なお、「本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」については、「1. 買付け等

の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」を、「利益相反を回避する措置の具体的内容」については「1. 買付け等の目的」の「(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報 該当事項はありません。

以上